

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日
の翌日)

目次

- ◆ 告 示
- 字の区域の新設等
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良法による換地計画の適否の決定

告 示

鳥取県告示第四百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による国府地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日か

らその効力を生ずる。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

大字谷字前田

同上の区域（昭和五十六年二月十六日現在の地番による。）

大字谷字郷ノ木六の一、七、八の一、九の一、一三の一、二、一三の一六及びこれらと一体をなす国有地、大字谷字下前田のうち六七の五及び六六の一の一部並びに六七の五及び六九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字谷字河原田七七の一の一部、七七の二、七七の三の一部、七七の五、七七の六、七八の一の一部、七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字谷字割掛ヶ九四の一部、九九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉銚字上河原一の一から一の七まで、二の一、二の二、二の四、二の五、三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字糸谷字向島二の一の一部、六の一の一部、六の二の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字糸谷字上綱かけ二九の一四の一部

コ 大字清水字マド

大字清水字オノ木四の一、四二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字マドコのうち四三の一の一部、四五の一部及び五一の一部以外の区域、大字清水字上クマ田五四の一の一部、五四の二の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字清水字蓮田七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字砂田九三の

<p>大字清水字太田</p>	<p>一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字神垣字向新田一の一部、二の二、二の三、二の五、二の七から二の一まで、二の二二の一部、二の二三、四、五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字清水字大田の全域、大字清水字砂田九四と一体をなす国有地の一部、大字清水字岩ノ前九七の一の一部、九七の二の一部、九八の一部、九九の一部、一〇〇、一〇一、一〇二の一、一〇二の二、一〇三の一、一〇三の二、一〇四から一〇六までの一部、一〇七、一〇八の一部、一〇九の三の一部、一一〇、一一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字中トウタイのうち一三六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字清水字前田一三九の一部、一四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字太田一七の一部、一七の一、一九の一の一部、一九の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一九の二及び一九の三と一体をなす国有地の一部並びに大字岡益字山本二二六の一の一部、二二七の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字神垣字上ホフキ七の一の一部、一一の一部、一二の一部、一二の一、一二の二、一三の一、一三の三から一三の六まで、一四、一五の一、一六、一六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字下屋敷三四の二、三五の一、四二の一、四三及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字下河原四四、四五、四五の一の一部、四六から四八まで、四八の一、</p>
<p>大字神垣字新川</p>	<p>四九から五二までの一部、五八の一の一部、五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字荻本七二の二の一部、七三の一から七三の三までの一部、七三の五の一部、七三内第一の一部、七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字神垣字上屋敷七八の五及び七九の一の一部</p>
<p>大字神垣字宮河原</p>	<p>大字神垣字荻本七三の三の一部、七三内第一の一部、七三の五の一部、七六の一、七七の一部、七七の一から七七の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字上屋敷七九の一の一部、大字神垣字前河原八九、九二の一、九四、九四の一、九五、九五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字神垣字前田九六の一、九七の二、九七の三、九八の二、九八の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字山根字宮ノ上</p>	<p>大字神垣字下前河原六八と一体をなす国有地の一部、大字清水字宮河原のうち五九以外の区域、大字清水字上クマ田五四の二及び五七と一体をなす国有地の一部、大字清水字岩崎六〇の一部、六〇の二の一部、六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字神垣字桜河原五一〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字山根字宮ノ上</p>	<p>大字山根字隈ノ内七四の一部、七八の一の一部、七八の四の一部、七八の五から七八の七まで、七八の八の一部、七八第一、七九から八二まで、八三の一部、八三の一、八四の一部、八五及びこれらと一体をなす国有地、大字山根</p>

<p>大字岡益字立長</p>	<p>字下坪八六の一部、八七の一部、八九の一部、九〇の一部、九一の一部、九二の一部、九三の一部、九四の一部、九五の一部、九六の一部、九七の一部、九八の一部、九九の一部、一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七の一部、一〇八の一部、一〇九の一部、一一〇の一部、一一一の一部、一一二の一部、一一三の一部、一一四の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山根字上坪一五二の一、一五二の四、一五四の二、一五四の三、一五六の一、一五六の三、一五七の二、一五七の四、一五八の一、一五八の三、一五九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山根字松ノ木一六〇の二、一六〇の四、一六一の二、一六一の三、一六二の二、一六二の三、一七一の二の一部、一七一の三の一部、一七一の四、一七一の五、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岡益字四反田三四の一部、三五の一部、三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字中塚四三の三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字岡益字前田一〇四の三の一部、一〇五の二、一〇五の三の一部、一〇五の四から一〇五の六まで、一〇六、一〇六の二、一〇六の三、一〇七第一、一〇七第二、一〇九の二の一部、一〇九の二から一〇九の四まで、一一〇の一、一一〇の二、一一一、一一二の一部、一一三、一一四の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字岡益字立長サ一六の一の一部、一六二の二の一部、一七一、一一九、一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十六年二月十六日現在の地番による。)</p>
<p>大字糸谷字向島</p>	<p>大字糸谷字向島のうち一、二の一から二の四まで、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七、八の一六、八の一七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字糸谷字下鯛 かけ</p>	<p>大字糸谷字下鯛かけのうち一九の一、一九の二の一部、一九の三、一九の四、二〇の一、二〇の二、二一の一部、二二の二、二七の三、二八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二の一、二二の三、二七の一、二七の二、二七の四及び二八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字糸谷字上池尻六八の二</p>
<p>大字糸谷字上鯛 かけ</p>	<p>大字糸谷字上鯛かけのうち二九の二二、二九の一四、三一の一三及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇及び三一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字糸谷字砂田三五の二の一部</p>
<p>大字糸谷字砂田</p>	<p>大字糸谷字砂田のうち三五の二の一部以外の区域、大字糸谷字下鯛かけ二七の三、二八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二七の一、二七の二及び二八の一と一体をなす国有地の一部、大字糸谷字上鯛かけ三一の三及びこれと一体をなす国有地並びに三〇及び三一の一と一体をなす国有地の一部並びに大字糸谷字上池尻六三の一から六三の三まで、六四の一から六四の三までの一部、六五の一部、</p>

大字系谷字竹ヶ鼻	六六、六七の一部、六八の一、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字系谷字竹ヶ鼻の全域、大字系谷字下鯛かけ一九の一、一九の二の一部、一九の三、一九の四、二〇の一、二〇の二、二一の一部、二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二の一、二二の三及び二七の四と一体をなす国有地の一部、大字系谷字上池尻六四の一から六四の三までの一部、六五の一部、六七の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字系谷字神西口七八並びに大字系谷字下前田一九二の二、一九二の四、一九八の三、一九八の四及びこれらと一体をなす国有地
大字系谷字神西口	大字系谷字神西口のうち七八以外の区域
大字系谷字下前田	大字系谷字下前田のうち一九二の二、一九二の四、一九八の三、一九八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字玉銚字上河原	大字玉銚字上河原二の三、三の二、四から六まで及びこれらと一体をなす国有地
大字麻生字上河原	大字麻生字上河原のうち一四〇の一、一四一の一、一四一の三、一四一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字谷字下前田	大字系谷字向島一、二の一の一部、二の二から二の四まで、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一の一部、六の二の一部、七の一部、八の一六、八の一七及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字系谷字上鯛かけ二九の一二、二九の一四の一部並びに大字麻生字上河原一四〇の一、一四一の一、一四二の三、一四一の四及びこれらと一体をなす国有地
大字谷字郷ノ木	大字谷字郷ノ木のうち六の一、七、八の一、九の一、一三の二、一三の一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字谷字下前田六七の五及びこれと一体をなす国有地
大字谷字河原田	大字谷字河原田七七の四、七七の七から七七の九まで、七八の二、七八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字谷字石山河原七九から八二まで、八三の二及びこれらと一体をなす国有地
大字谷字上前田	大字谷字上前田の全域、大字谷字細田の全域、大字谷字下前田六六の一の一部及び六九と一体をなす国有地の一部、大字谷字河原田七七の一の一部、七七の三の一部、七八の一の一部、七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字谷字石山河原八三の一、八四から九〇まで及びこれらと一体をなす国有地、大字谷字割掛ヶ九四の一部、九五、九八、九九の一の一部、一〇一の一及びこれらと一体をなす国有地、大字谷字向前田一〇二の一、大字谷字奥ノ田一

<p>大字谷字割掛ケ</p>	<p>五三の一及び一五三の二並びに大字岡益字向下河原六八の一から六八の五まで及び六八の八</p>
<p>大字谷字割掛ケ</p>	<p>大字谷字割掛ケのうち九四、九五、九八、九九の一、一〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字谷字向前田</p>	<p>大字谷字向前田のうち一〇二の一以外の区域</p>
<p>大字谷字奥ノ田</p>	<p>大字谷字奥ノ田のうち一五三の一及び一五三の二以外の区域</p>
<p>大字谷字水越シ</p>	<p>大字谷字水越シの全域、大字清水字梶原水越シ二の一、三の一、三の五、四及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字清水字梶原塚山添七から九まで、九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字清水字梶原塚ノ外二〇の三、二〇の四、二四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字岡益字中塚</p>	<p>大字岡益字細工田二一の一部、二二から二四まで及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字上四反田二五、二六、二七の一部、二八の二の一部、二八の三の一部、三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字四反田三四の一部、三五の二の一部、三五の三、三六、三七の二の一部、三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字中塚三八、三八の一、三八の二、三九の一部、三九の二の一部、三九の三の一部、四〇の二、四〇の三の一部、四〇の四、四〇の五、四一、四二の一、四二の二、四二の五、四三の二、四三の三の一部、四三の四及び</p>

<p>大字岡益字向河原</p>	<p>大字岡益字上河原七の二の一部、八、八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字上四反田二七の一部、二八の二の一部、二八の三の一部、三一の一部、三二の一部、三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字中塚三九の一部、三九の二の一部、三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字赤根ケ芝四七の四の一部、四七の六、四八の一部、五〇の一部、五〇の二の一部、五一の一、五一の二、五一の六、五一の七、五二の一から五二の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字岡益字向河原五三、五四の一部、五四の二の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岡益字四反田</p>	<p>大字岡益字上河原七の二の一部、八、八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字上四反田二七の一部、二八の二の一部、二八の三の一部、三一の一部、三二の一部、三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字中塚三九の一部、三九の二の一部、三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字赤根ケ芝四七の四の一部、四七の六、四八の一部、五〇の一部、五〇の二の一部、五一の一、五一の二、五一の六、五一の七、五二の一から五二の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字岡益字向河原五三、五四の一部、五四の二の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岡益字向河原</p>	<p>大字岡益字上河原七の二の一部、八、八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字上四反田二七の一部、二八の二の一部、二八の三の一部、三一の一部、三二の一部、三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字中塚三九の一部、三九の二の一部、三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字赤根ケ芝四七の四の一部、四八、四八の一部、四九の四、五〇の一部、五〇の二の一部及び</p>

<p>大字岡益字赤根ケ芝</p>	<p>これらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岡益字河原</p>	<p>大字岡益字河原のうち六四の一〇、六五、六五の一、六六、六七の二、六八の一から六八の五まで及び六八の八以外の区域</p>
<p>大字岡益字下河原</p>	<p>大字岡益字下河原の全域、大字岡益字中塚四〇の一、四二の三、四二の四、四三の一、四四及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字赤根ケ芝四五、四七の一、五一の三及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字河原六四の一〇、六五、六五の一、六六及び六七の二、大字岡益字藤田七八から八〇まで、八〇の一、八一、八二、八二の一、八三の一の一部、八三の二の一部、八四から八七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字坂下九二の一の一部並びに大字岡益字前田一〇七の二の一部、一〇八の一から一〇八の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岡益字藤田</p>	<p>大字岡益字藤田八三の一の一部、八三の二の一部、八三の三、八四から八七までの一部、八八の一、八八の二、八九の一から八九の三まで、九〇、九一の一から九一の三まで</p>
<p>大字岡益字前田</p>	<p>での一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字坂下九二の一の一部及び九二の二、大字岡益字大前田一〇二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字岡益字前田一〇五の一の一部、一〇六の一、一〇七の一、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岡益字坂下</p>	<p>大字岡益字藤田九一の一から九一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字大前田九七、九八の一、九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の二、一〇一の四、一〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字岡益字前田一〇三の一から一〇三の九まで、一〇四の一、一〇四の二、一〇四の三の一部、一〇四の四から一〇四の六まで、一〇五の一の一部、一〇五の三の一部、一一四の一部、一一五の一部、一一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字立ヲサ一一六の一の一部、一一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字岡益字山本一四七の一及び一四七の四と一体をなす国有地の一部並びに大字岡益字細尾二七七の一、二七九の一及び二八〇</p>
<p>大字岡益字山本</p>	<p>大字岡益字坂下のうち九二の一及び九二の二以外の区域、大字岡益字山本のうち二二六の一の一部、二二七の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四七の一及び一四七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字岡益字太田二〇の二の一部、二〇の三の一部及びこれ</p>

<p>大字清水字蓮田</p>	<p>六〇の一から六〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六〇の二と一体をなす国有地の一部並びに大字清水字後谷口六一から六三まで、六四から六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字清水字前田</p>	<p>大字清水字蓮田のうち七三の三の一部、七四の一の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字清水字マトコ四三の一の一部及び五一の一部、大字清水字上クマ田五四の一の一部、五五の一部、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字後谷口六四から六六までの一部、六七、六八、六八の一、六九及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字グマ田七八の一、八六の五、九〇の一の一部、九〇の二の一部、九〇次一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字清水字砂田九二の一、九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字清水字岩ノ前九五、九五の一、九六の一、九六の二、</p>	<p>大字清水字前田のうち一三九の一部、一四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字清水字才ノ木四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字蓮田七四の一の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字グマ田八六の二、八六の三、八七から八九まで、九〇の一の一部、九〇の二の一部、九〇の三、九〇の四、九〇第二及びこれらと一体をなす国有地、大字清水字砂田九一、九二、九二の二、九三の一部、九三の二の一部、九四及びこれらと一体をなす国有地の一部、</p>
<p>大字清水字グマ田</p>	<p>九七の一の一部、九七の二の一部、九八の一部、九九の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字清水字中トウタイ一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字神垣字向新田</p>	<p>大字清水字グマ田のうち七八の一、八六の二、八六の三、八六の五、八七から八九まで、九〇の一から九〇の四まで、九〇次一、九〇第二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字神垣字上ホフキ</p>	<p>大字神垣字向新田二の六、三の一から三の四まで、四の一、五の一、六の一から六の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字神垣字下屋敷</p>	<p>大字神垣字上ホフキのうち七の一、八、九の一から九の三まで、一〇から一二まで、一二の一、一三の一、一三の三から一三の六まで、一四、一五の一、一六、一六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字神垣字下河原</p>	<p>大字神垣字下屋敷のうち三四の二、三五の一、四二の一、四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字神垣字下河原のうち四四、四五、四五の一の一部、四六から四八まで、四八の一、四九から五二までの一部、五八の一の一部、五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字神垣字上ホフキ七の一の一部、八、九の一から九の三まで、一〇、一一の一部、一二の一部及</p>	<p>大字神垣字下河原のうち四四、四五、四五の一の一部、四六から四八まで、四八の一、四九から五二までの一部、五八の一の一部、五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字神垣字上ホフキ七の一の一部、八、九の一から九の三まで、一〇、一一の一部、一二の一部及</p>

<p>大字神垣字下前河原</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地の一部、大字神垣字下前河原七〇の一、七一の一から七一の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字神垣字栞本木七二の二の一部、七二の三及び七三の一から七三の三までの一部</p>
<p>大字神垣字下前河原</p>	<p>大字神垣字下前河原のうち七〇の一、七一の一から七一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字神垣字栞本木</p>	<p>大字神垣字栞本木七二の一、七三の四、七四、七五、七六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字神垣字上屋敷</p>	<p>大字神垣字上屋敷のうち七八の五及び七九の一以外の区域</p>
<p>大字神垣字前河原</p>	<p>大字神垣字前河原のうち八九、九二の一、九四、九四の一、九五、九五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字神垣字前田</p>	<p>大字神垣字前田のうち九六の一、九七の二、九七の三、九八の二、九八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字神垣字梅ノ木</p>	<p>大字神垣字梅ノ木四八九から四九三までの一部、四九四、四九五の一の一部、四九五の二、四九六の一の一部、四九六の二の一部、四九七、四九八、四九八の一、四九九、五〇〇から五〇三まで、五〇四の一部、五〇四の一の一部、五〇五の一から五〇五の三までの一部、五〇五の四及び七</p>
<p>大字神垣字三反田</p>	<p>れらと一体をなす国有地、大字神垣字三反田五〇七の三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字神垣字桜河原五〇八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山根字大清水四、五、六の一部、七の一の一部、七の二、八及びこれらと一体をなす国有地、大字山根字大久保田三二から三五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字清水字岩崎六〇の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字神垣字三反田</p>	<p>大字神垣字下前河原六八と一体をなす国有地の一部、大字神垣字正運寺四八二の一部、四八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字梅ノ木四八七の一部、四九二の一部、四九三の一部、五〇四の一部、五〇四の一の一部、五〇五の一から五〇五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字三反田五〇六の一部、五〇六の一、五〇七の一から五〇七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字桜河原五〇八の一部、五〇九、五一〇の一の一部、五一〇の二の一部、五一〇の三の一部、五一〇の四の一部、五一〇の五の一部、五一〇の六の一部、五一〇の七の一部、五一〇の八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字清水字岩崎六〇の一の一部、六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字神垣字桜河原</p>	<p>大字神垣字下前河原六八と一体をなす国有地の一部、大字神垣字正運寺四八二の一部、四八二の一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字神垣字三反田五〇六の一部、五〇七の一の一部、五〇七の二の一部及び</p>

<p>大字神垣字正運寺</p>	<p>大字神垣字正運寺のうち四七八の一部、四八一の一部、四八二の一部、四八三、四八四から四八六までの一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字神垣字桜河原五一八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山根字金田六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山根字隈ノ内のうち六六の一部、六七の二の一部、七三の一部、七四の一部、七八の二の一部、七八の三の一部、七八の四の一部、七八の五から七八の七まで、七八の八の一部、七八第一、七九から八二まで、八三の一部、八三の一、八四、八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山根字大清水</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地並びに大字神垣字桜河原五一〇の二の一部、五一一の二の一部、五一一の三の一部、五一二の一部、五一三の一部、五一四の二から五一四の四まで、五一五から五一七まで、五一八の一部、五一八の一、五一九の一、五一九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字山根字金田</p>	<p>大字山根字金田のうち五三の一部、五三の一、五四の一部、五五、五六の一部、五八の一部、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山根字大久保田三八の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山根字隈ノ内六六の一部、六七の二の一部、七三の一部、七八の三の一部、八三の一部、八四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山根字下坪八六の一部、八七の一部、八八、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字神垣字正運寺四七八の一部及び四八二から四八六までの一部並びに大字神垣字梅ノ木四八七の一部、四八八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山根字下坪</p>	<p>五四の一部、五五、五六の一部、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山根字下坪八六の一部、八七の一部、八九の一部、九〇の一部、九一の一部、九一の二の一部、九一の三、九二の二の一部、九三の一部、九四の一部、九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五の一及び九六と一体をなす国有地の一部並びに大字神垣字梅ノ木四八七から四九二までの一部、四九五の一部、四九六の二の一部、四九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字山根字大久保田</p>	<p>大字山根字大久保田のうち三二から三五までの一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山根字大清水六の一部、七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山根字金田五三の一部、五三の一、</p>	<p>大字山根字大久保田</p>	<p>大字山根字大久保田のうち三二から三五までの一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山根字大清水六の一部、七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山根字金田五三の一部、五三の一、</p>

<p>大字山根字上土居</p>	<p>大字山根字上土居のうち一三四の三、一三五の二から一三五の三まで、一三六、一三六の一、一三七、一三七の一、一三八、一三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山根字榎田</p>	<p>大字山根字榎田の全域、大字山根字長繩手の全域、大字山根字上土居一三四の三、一三五の二から一三五の三まで、一三六、一三六の一、一三七、一三七の一、一三八、一三九及びこれらと一体をなす国有地、大字山根字上坪一五四の一、一五五の一、一五五の二、一五六の二、一五七の三、一五七の一、一五八の二及びこれらと一体をなす国有地、大字山根字松ノ木のうち一六〇の二、一六〇の四、一六一の二、一六一の三、一六二の二、一六二の三、一七一の二の一部、一七一の三の一部、一七一の四、一七一の五、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字山根字滝谷口二二一の二、二二二の二、二二三から二二五まで、二二二、二二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字山根字ナメラ</p>	<p>大字山根字ナメラのうち一七三の四、一七四、一七四の一、一七五の一部、一七六の二の一部、一七七の一の一部、一八〇の一、一八一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山根字向松ノ木</p>	<p>大字山根字向松ノ木の全域並びに大字山根字ナメラ一七三の四、一七四、一七四の一、一七五の一部、一七六の二</p>

<p>大字山根字滝谷</p>	<p>の二、一七七の一の一部、一八〇の一、一八一の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字山根字滝谷口</p>	<p>大字山根字滝谷口のうち二二一の二、二二二の二、二二三から二二五まで、二二二、二二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字系谷字上池尻、大字谷字細田、大字谷字石山河原、大字岡益字上河原、大字岡益字粟田、大字岡益字太田、大字岡益字細工田、大字岡益字上四反田、大字岡益字立ヲサ、大字清水字梶原中島、大字清水字マトコ、大字清水字上クマ田、大字清水字後谷口、大字清水字砂田、大字清水字中トウタイ、大字清水字岩ノ前、大字清水字宮河原、大字清水字大田、大字山根字隈ノ内、大字山根字上坪、大字山根字松ノ木及び大字山根字長繩手</p>

鳥取県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る国府地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十九号

昭和五十六年四月十一日付けで三朝町から申請のあつた穴鴨地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】